

建築物省エネルギー消費性能向上に関する法律第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査料

1. 住宅の技術的審査料金は表1、表2によります。

※1 技術的審査の対象建築物は住宅に限ります。

※2 表1、表2の併願申請とは、当社に当該技術的審査申請と併せて設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査、低炭素認定技術的審査、贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明で、省エネルギー性のうち一次エネルギー消費量等級で審査を行うものの他(同様な技術的審査を行うもの)のいずれかを申請される場合です。

※3 変更認定申請に係る料金は表1、表2の額の半額です。

※4 再発行料金は1通につき2,200円(消費税込)です。

表1 住宅(一戸建ての住宅) (消費税込)

延べ床面積	料 金	
	単独申請の場合	併願申請の場合※2
200㎡未満	36,000円	10,000円
200㎡以上	40,000円	10,000円

表2 住宅(共同住宅等) (消費税込)

		料 金			
		単独申請の場合		併願申請の場合※2	
共同住宅等	住戸のみ	基本料金(a) 4戸以下	81,000円	(a)+(e) × 戸数	左記料金の2分の1の額
		基本料金(b) 15戸以下	102,000円	(b)+(e) × 戸数	
		戸数単価(e)	4,000円		
	建物全体	基本料金+ 共用部分料金 (c)4戸以下	122,000円	(c)+(e) × 戸数	左記料金の2分の1の額
		基本料金+ 共用部分料金 (d)15戸以下	183,000円	(d)+(e) × 戸数	
		戸数単価(e)	4,000円		

※4 戸数が16戸以上となる場合は別途お問い合わせください。

※5 1住戸のみ申請される場合、表1の一戸建て住宅の額とします。